

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成27年8月21日（平成27年（行情）諮問第495号）

答申日：平成28年7月7日（平成28年度（行情）答申第178号）

事件名：特定会社の「事業収支結果及び計算書類報告書」等の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定会社が、平成24年度から平成26年度の間、貴局（総務省九州総合通信局）に提出した、放送法施行規則170条2項に基づく「事業収支結果及び計算書類報告書」及び同報告書添付の計算書類（同報告書に記載されている事業収支結果が、平成23年度、平成24年度、及び平成25年度のもの。）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を開示するとした決定については、諮問庁がなお開示すべきとしている部分は開示することが妥当であり、諮問庁が開示とすべきであるとしている部分は不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年5月27日付け九通有第189号の2により総務省九州総合通信局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、法13条に規定する第三者である審査請求人が、その取消しを求めたものである。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

開示決定の内容について、以下の理由のため、行政文書の開示決定等に係る執行停止を求めます。

経営に係わる重大な事項が弊社の知らないところで公開されることにより、収支状況の金額関係全般において、法人等の運営等のに関する情報であって、一般に公にされない設備投資、用地取得等に係る運営戦略、資金調達当の財務情報、雇用方針、経営方針などが明らかにされ、また具体的に推測されるおそれのあるものであるため、金融機関等での交渉や融資交渉が困難になるうえ、信用失墜の恐れがあります。また、私共、零細事業者は常に有力株主の動向には細心の気配りを持って神経質に対

応しています。今回の当社の重要事象について株主の承諾を得ず行うことは極めて危険で今後の経営に重大な事態に陥る可能性があります。よって、開示については執行停止をお願い申し上げます。

ただ、どうしても開示するのであれば、黒塗り以外の部分のみにして頂きますようお願い申し上げます。(対象文書の不開示部分を黒塗りにした別紙の添付資料省略)

※開示する場合の注意事項

●事業収支結果及び計算書類報告書（平成24年～平成26年度分）

経営に係わる重要事項となる為、各科目、金額については開示しないでほしい。

開示するのであれば、黒塗り以外の部分のみにしてください。

科目及び金額が詳細になることで、信用失墜の恐れがある。

●貸借対照表（平成24年～平成26年度分）

経営に係わる重要事項となる為、各科目、金額については開示しないでほしい。

開示するのであれば、黒塗り以外の部分のみにしてください。

科目及び金額が詳細になることで、信用失墜の恐れがある。

●損益計算書（平成24年～平成26年度分）

経営に係わる重要事項となる為、各科目、金額については開示しないでほしい。

開示するのであれば、黒塗り以外の部分のみにしてください。

科目及び金額が詳細になることで、信用失墜の恐れがある。

●販売費・一般管理費（平成24年～平成26年度分）

経営に係わる重要事項となる為、開示しないでほしい。

科目及び金額が詳細になることで、信用失墜の恐れがある。

●原価報告書（平成24年～平成26年度分）

経営に係わる重要事項となる為、開示しないでほしい。

科目及び金額が詳細になることで、信用失墜の恐れがある。

●株主資本等変動計算書（平成24年・平成26年度分）

経営に係わる重要事項となる為、開示しないでほしい。

科目及び金額が詳細になることで、信用失墜の恐れがある。

●個別注記表（平成24年度分）

経営に係わる重要事項となる為、開示しないでほしい。

科目及び金額が詳細になることで、信用失墜の恐れがある。

(2) 意見書

ア 地域住民及び企業に支えられ、ここまで来た。しかしながら、4年～5年前、創業当初から当社にテレビ加入している大手企業が当社内部資料漏えいにより社宅居住者数百世帯が同業他社に移行した。

イ 常に金融機関との意に添う信頼関係が最重要であり、融資を継続して取り付ける為には、いかなる行為と執念で来た。早期に負債を減額し、健全な企業を目指し、社員一丸となって戦っている。

ウ 情報強制公開により、経営に係る重要事象が明らかであり、誰が責任を取るのか、相当する代償を誰が支払うのか、明確にしたい。

又、地域の視聴者等、多くの世論に訴え見解を求める。

（この行為は政府が目指す地方の中小企業支援、育成どころではない。正に反逆、抹殺である。）

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書

(1) 審査請求の対象になっている行政文書及び開示決定の内容等について

ア 審査請求の対象となっている行政文書は、特定一般社団法人の行政文書開示請求に基づき、処分庁が開示決定した以下の文書である。

平成27年5月27日付九通有第189号の2で開示決定した「特定会社が、平成24年度から平成26年度の間に貴局に提出した、放送法施行規則170条2項に基づく「事業収支結果及び計算書類報告書」及び同報告書添付の計算書類（同報告書に記載されている事業収支結果が、平成23年度、平成24年度、及び平成25年度のもの）。」

イ 処分庁においては、特定一般社団法人からの上記アの行政文書に係る開示請求について、平成27年5月13日、審査請求人に対して法13条1項の規定に基づく第三者意見照会手続を行っており、審査請求人からは、同月19日、当該行政文書について、経営に関わる極めて重大な情報であり、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するとして不開示が適当との意見書が提出されている。

ウ 処分庁は、上記アの行政文書について、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、法5条各号に規定する不開示情報に該当しないものとして、開示決定を行ったものである。

処分庁が当該行政文書に記載されているもののうち、不開示情報としたものは以下のとおりである。

法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」

- ・「事業収支結果及び計算書類報告書」中、法人の印影、「事業収支結果」のうち「有線一般放送事業収入」、「事業外収入」、「有線一般放送事業支出」及び「事業外支出」の内訳
- ・添付資料中、「損益計算書」のうち「金額」の「売上高」、「売上原価」、「営業外収益」、「営業外費用」及び「特別損失」の内訳
- ・添付資料中、「販売費・一般管理費」のうち「金額」の内訳
- ・添付資料中、「原価報告書」のうち「金額」の「材料費」、「労務費」及び「製造経費」の内訳

エ 本件は、平成27年6月9日付で審査請求人が、本開示決定についての取消しを求める審査請求を行ったものである。なお、同日付で、本開示決定について、審査請求人からの執行停止の申立てがあったことから、同日から本件審査請求に対する裁決の日まで執行を停止している。

(2) 審査請求に係る行政文書に記載されている情報について

ア 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）170条2項の規定に基づき、一般放送事業者は、その事業収支の結果及び報告書を総務大臣に報告しなければならないとされている。

イ 上記(1)アの報告書には、事業収支結果を記載することのほか、会社法（平成17年法律第86号）435条2項及び会社計算規則（平成17年法務省令第13号）59条1項に基づく、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表を添付する必要がある。

(3) 行政文書に記載される情報の不開示情報への該当性について

審査請求人が不開示を求めている行政文書のうち、上記(1)ウに記載した原処分において不開示情報と判断された情報については、この判断が妥当であると考えます。

審査請求人が提出した審査請求書によれば、審査請求人は上記1(3)の行政文書に記載されている事業収支結果、貸借対照表、損益計算書、販売費・一般管理費、原価報告書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容は、

- ① 一般に公にされない運営戦略、財務情報、雇用方針経営方針等であり、公開されてしまうと金融機関等での交渉や融資交渉が困難になること
- ② 科目及び金額の詳細が明らかになると、信用失墜のおそれがあること

から、不開示部分の変更を求めている。

しかしながら、「事業収支結果及び計算書類報告書」及び添付書類における様式部分及び添付書類の表紙等の様式に捉する部分については、

法令等により定められた定型的なものであり、各書類における科目については、重要な経営指標を含む情報でないことから、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものとは認められないため、原処分のとおり開示が適当である。

また、「事業収支結果及び計算書類報告書」中、「有線一般放送事業収入」、「収入合計」、「有線一般放送事業支出」、「支出合計」及び「営業利益（損失）」、「損益計算書」中、「売上高」、「売上原価」の小計、「売上総利益」、「販売費及び一般管理費」、「営業利益」、「営業外収益」の小計、「営業外費用」の小計、「経常利益」、「特別損失」の小計及び「税引前当期純利益」、「販売費・一般管理費」中、「販売費及び一般管理費」並びに「原価報告書」中、「材料費」、「労務費」、「製造経費」、「総製造費用」、「資産勘定振替高」及び「当期製品製造原価」については、各科目の合計の値であり、重要な経営指標である各項目の内訳は不開示としていることから、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものとは認められないため、原処分のとおり開示が適当である。

加えて、「貸借対照表」については、株式会社は会社法440条1項の規定に基づき、定時株主総会の終結後、遅滞なく公告しなければならないものであり、何人でも一定の手数料を納付することで閲覧可能な情報であることから、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のとおり開示が適当である。

さらに、「株主資本等変動計算書」については、前年度会計の貸借対照表との比較により算出可能なものであり、貸借対照表は何人でも一定の手数料を納付することで閲覧可能な情報であることから、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のとおり開示が適当である。

そして、「個別注記表」については、財務諸表に関する会計方針の注記であり、会計処理の方法を示したものであることから、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のとおり開示が適当である。

(4) 結論

以上のことから、本件審査請求については、原処分を維持し、開示することが適当であるとの一部認容裁決とすることが適当であると考えます。

2 補充理由説明書

理由説明書(3)(上記1(3))「行政文書に記載される情報の不開示情報への該当性について」を以下のとおり、修正する。

審査請求人が不開示を求めている行政文書のうち、次に掲げる情報に

については、法5条各号に該当しないため、原処分のとおり開示が適当である。

ア 「事業収支結果及び計算書類報告書」中、表題、報告本文（個別の事業年度の部分を除く。）、表の枠線、「収入」及び「支出」の科目名（「テレビジョン放送」に係るものを除く。）注記等については、放送法施行規則170条2項の規定に基づく定型的な様式部分であり、総務省ホームページ等により既に公にされている情報であるから、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のとおり開示が適当である。

イ 「事業収支結果及び計算書類報告書」中、総務省の受領印については、総務省における担当部署及び当該報告書の受領日に関する情報であって、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のとおり開示が適当である。

ウ 「事業収支結果及び計算書類報告書」中、当該法人の郵便番号、住所、氏名（法人名を含む）、電話番号、登録番号については、当該法人のホームページ等により既に公にされている情報であることから、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のとおり開示が適当である。

また、登録年月日については、当該法人が公にしているものではないが、当該法人は放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則5条1項の規定により、同法の施行日（平成23年6月30日）に登録を受けたものとしてみなされていることから、容易に推察できるものであるため、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のとおり開示が適当である。

エ 「事業収支結果及び計算書類報告書」中、書類の作成時点については、当該情報からは、当該法人の経営状況や経営方針等を推察することは困難であることから、これを公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のとおり開示が適当である。

オ 「事業収支結果及び計算書類報告書」中、事業年度については、当該情報からは、当該法人の経営状況や経営方針等を推察することは困難であることから、これを公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のとおり開示が適当である。

- カ 「事業収支結果及び計算書類報告書」中、「収入」及び「支出」の科目名のうち、「テレビジョン放送」に係るものについては、当該法人が公にしているものではないが、当該情報からは、当該法人の経営状況や経営方針等を推察することは困難であることから、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のおり開示が適当である。
- キ 「添付書類」中、「頭紙」については、表題及び当該法人の名称、住所及び事業年度が記載されているだけであり、当該情報からは、当該法人の経営状況や経営方針等を推察することは困難であることから、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のおり開示が適当である。
- ク 「添付資料」中、「貸借対照表」、「損益計算書」、「販売費・一般管理費」、「原価報告書」、「株主資本等変動計算書」の上部欄外記載の情報は、当該法人の名称、書類の作成時点（貸借対照表に限る。）や当該法人の事業年度（貸借対照表を除く。）が記載されているだけであり、当該情報からは、当該法人の経営状況や経営方針等を推察することは困難であることから、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のおり開示が適当である。
- ケ 「添付資料」中、「貸借対照表」、「損益計算書」、「販売費・一般管理費」、「原価報告書」、「株主資本等変動計算書」の表題、枠線等については、一般社団法人日本経済団体連合会等で公にされている定型的な様式部分（貸借対照表及び損益計算書に限る。）又はそれに準ずる様式部分（販売費・一般管理費、原価報告書及び株主資本等変動計算書に限る。）であるから、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のおり開示が適当である。
- コ 「添付資料」中、「貸借対照表」の「資産の部」、「負債の部」及び「純資産の部」における科目名については、当該法人が公にしているものではないが、当該情報からは、当該法人の経営状況や経営方針等を推察することは困難であることから、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のおり開示が適当である。
- サ 「添付資料」中、「貸借対照表」の「資産の部」における「【流動資産】」の金額、「【固定資産】」の金額及び「資産の部計」の金額並びに「負債の部」における「【流動負債】」の金額、「【固定負債】」の金額及び「負債の部計」の金額、「純資産の部」における「【株主資本】」

の金額、「資本金」の金額、「利益剰余金」の金額、「(その他利益剰余金)」の金額、「繰越利益剰余金」の金額及び「純資産の部計」の金額及び「負債・純資産の部計」の金額については、当該法人の経営基盤に関する情報であるが、当該法人において会社法440条1項及び同条2項、同法939条1項2号並びに会社計算規則138条から142条までの規定に基づき日刊新聞紙に貸借対照表の要旨として公告されている情報であることから、当該情報が公になることによって、同業他社との競争関係において不利になるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと認められるため、原処分のとおり開示が適当である。

また、「純資産の部」における「(うち当期純利益)」については、当該法人が公にしているものではないが、公告されている情報(繰越利益剰余金)の前年度額からの変動額として容易に算出可能な情報であることから、当該情報が公になることによって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと認められるため、原処分のとおり開示が妥当である。

シ 「添付資料」中、「損益計算書」の科目名については、当該法人が公にしているものではないが、当該情報からは、当該法人の経営状況や経営方針等を推察することは困難であることから、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のとおり開示が適当である。

「添付資料」中、「損益計算書」の「当期純利益」については、上記サに掲げる理由により開示すべき情報から容易に算出可能なものであることから、当該情報が公になることによって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと認められるため、原処分のとおり開示が適当である。

ス 「添付資料」中、「販売費・一般管理費」の科目名については、当該法人が公にしているものではないが、当該情報からは、当該法人の経営状況や経営方針等を推察することは困難であることから、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のとおり開示が適当である。

セ 「添付資料」中、「原価報告書」の科目名については、当該法人が公にしているものではないが、当該情報からは、当該法人の経営状況や経営方針等を推察することは困難であることから、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のとおり開示が適当である。

ソ 「添付資料」中、「株主資本等変動計算書」の科目名については、「貸借対照表」記載の科目並びに事業年度における期首残高、変動額

及び期末残高を示すものであって、当該情報からは、当該法人の経営状況や経営方針等を推察することは困難であることから、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のおり開示が適当である。

タ 「添付資料」中、「株主資本等変動計算書」の各金額については、サに掲げる理由により開示すべき情報から容易に算出可能なものであることから、当該情報が公になることによって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のおり開示が適当である。

チ 「添付資料」中、「個別注記表」の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」及びその各項目並びに「2. 株主資本等変動計算書に関する注記」及び「当事業年度末日における発行済株式の数」については、各注記の項目であるところ、当該法人が公にしているものではないが、当該情報からは、当該法人の経営状況や経営方針等を推察することは困難であることから、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のおり開示が適当である。

ツ 「添付資料」中、「個別注記表」の当該法人の名称については、当該法人のホームページ等により既に公にされている情報であることから、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のおり開示が適当である。

テ 「添付資料」中、「個別注記表」の事業年度については、当該情報からは、当該法人の経営状況や経営方針等を推察することは困難であることから、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のおり開示が適当である。

ト 「添付資料」中、「個別注記表」の表題については、形式的なものであり、当該情報からは、当該法人の経営状況や経営方針等を推察することは困難であることから、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため、原処分のおり開示が適当である。

ただし、次に掲げる情報については、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当することから、原処分を変更し、不開示とすべきと認められる。

ア 「事業収支結果及び計算書類報告書」中、「収入」における「有線一般放送事業収入」、「事業外収入」及び「収入合計」、「支出」におけ

る「有線一般放送事業支出」，「事業外支出」及び「支出合計」並びに「営業利益（損失）」の金額については，当該法人の経営基盤に関する情報であり，また当該法人において公にしておらず，その他公にする慣行のない情報であることから，当該情報が公になることによって，同業他社との競争関係において不利になるなど，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，不開示とする。

イ 「添付資料」中「貸借対照表」の「資産の部」における「【流動資産】」及び「【固定資産】」の内訳の金額並びに「負債の部」における「【流動負債】」及び「【固定負債】」の内訳の金額については，同様に当該法人の経営基盤に関する情報であるが，会社法等の規定に基づく公告することとされている情報ではなく，その他公にする慣行のない情報であることから，当該情報が公になることによって，同業他社との競争関係において不利になるなど，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，不開示とする。

ウ 「添付資料」中，「損益計算書」の「【売上高】」，「【売上原価】」の「合計」，「売上総利益」，「【販売費及び一般管理費】」，「営業利益」，「【営業外収益】」の金額，「【営業外費用】」の金額，「経常利益」，「【特別損失】」の金額，「税引前当期純利益」及び「法人税，住民税，事業税」については，当該法人の経営基盤に関する情報であって，また当該法人において公にしておらず，その他公にする慣行のない情報であることから，同業他社との競争関係において不利になるなど，当該情報が公になることによって，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，不開示とする。

エ 「添付資料」中，「販売費・一般管理費」の「販売費及び一般管理費」については，当該法人の経営基盤に関する情報であり，当該法人において公にしておらず，その他公にする慣行のない情報であることから，当該情報が公になることによって，同業他社との競争関係において不利になるなど，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，不開示とする。

オ 「添付資料」中，「原価報告書」の「【材料費】」の金額，「【労務費】」の金額，「【製造経費】」の金額，「総製造費用」，「資産勘定振替高」及び「当期製品製造原価」については，当該法人の経営基盤に関する情報であり，当該法人において公にしておらず，その他公にする慣行のない情報であることから，当該情報が公になることによって，同業他社との競争関係において不利になるなど，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，不開示とする。

カ 「添付資料」中，「個別注記表」の「1. 重要な会計方針に係る事

項に関する注記」における「有価証券の評価基準及び評価方法」の「有価証券」の方法「棚卸資産の評価基準及び評価方法」の「商品・貯蔵品」の方法、「固定資産の減価償却の方法」の「有形固定資産」の方法及び「無形固定資産」の方法並びに「消費税の会計処理」の方式については、当該法人の経営方針や経営上の戦略にかかわる情報であり、また、「株主資本等変動計算書に関する注記」における「当事業年度末日における発行済株式の数」の株式数については、会社の資本関係や経営状況に関する情報である。これらの情報は当該法人において公にしておらず、その他公にする慣行のない情報であることから、当該情報が公になることによって、同業他社との競争関係において不利になるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とする。

以上の修正を踏まえ、理由説明書4（上記1（4））「結論」についても、「以上のことから、本件審査請求については、3で不開示であることが適当である部分を除き、原処分を維持し、開示することが適当であるとの一部認容裁決とすることが適当であると考える」に修正する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年8月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月1日 審議
- ④ 同年10月1日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成28年6月14日 委員の交代による所要の手續の実施並びに本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年7月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定会社が、平成24年度から平成26年度の間九州総合通信局に提出した、放送法施行規則170条2項に基づく「事業収支結果及び計算書類報告書」及び同報告書添付の計算書類（同報告書に記載されている事業収支結果が、平成23年度、平成24年度、及び平成25年度のもの）。」であり、具体的には、別紙1の「文書」欄に掲げる18文書である。

処分庁は、特定会社（審査請求人）に対し、法13条1項の規定に基づく意見照会をした上で、本件対象文書の一部について、法5条2号イに該当するとして不開示としたが、審査請求人は、原処分において開示することとされた部分（別紙1に掲げる不開示主張部分）について、不開示とすることを求めているものと解される。

これに対し、諮問庁は、別紙 1 に掲げる不開示主張部分のうち、別紙 2 に掲げる部分については、法 5 条 2 号イに該当せず、原処分を維持し、開示することが適当としているが、その余の部分（別紙 3 に掲げる部分）については、同号イに該当し、不開示とすべきとしているので、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別紙 2 に掲げる部分

ア 文書 1 の①、文書 8 の①及び文書 14 の①

当該部分は、事業収支結果及び計算書類報告書に押印された総務省九州総合通信局放送部有線放送課（以下「有線放送課」という。）の受領印であると認められる。

これについては、総務省における担当部署及び当該報告書の受領日に関する情報であって、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法 5 条 2 号イの不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

イ 文書 1 の②、文書 2 の③、文書 3 の①、文書 4 の①、文書 5 の①、文書 6 の①、文書 7 の①、文書 8 の②、文書 9 の③、文書 10 の①、文書 11 の①、文書 12 の①、文書 13 の①、文書 14 の②、文書 15 の①、文書 16 の①、文書 17 の①及び文書 18 の①

当該部分には、当該法人の法人名、氏名（代表取締役の氏名）、郵便番号、住所、電話番号（ファックス番号を含む。以下同じ。）、登録番号及び登録年月日が記載されていると認められる。

これらのうち、登録年月日を除く部分については、当審査会事務局職員をして確認させたところ、いずれも当該法人等のホームページで公にされている情報であると認められた。

また、登録年月日についても、当該事業者は、昭和 62 年から有線テレビジョン放送事業を行っているところ、放送法等の一部を改正する法律附則 5 条 1 項の規定により、同法の施行日（平成 23 年 6 月 30 日）に登録を受けたものとみなされていることから、容易に推察できるものであると認められる。

そうすると、当該部分については、上記アと同様の理由から、法 5 条 2 号イの不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

ウ 文書 1 の③及び④、文書 2 の②、文書 3 の②、文書 4 の②、文書 5 の②、文書 6 の②、文書 7 の②、文書 8 の③及び④、文書 9 の②、文書 10 の②、文書 11 の②、文書 12 の②、文書 13 の②、文書 14 の③及び④、文書 15 の②、文書 16 の②、文書 17 の②並びに文書 18 の②

当該部分には、事業収支結果及び計算書類報告書、添付資料の頭紙、貸借対照表、損益計算書、販売費・一般管理費、原価報告書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の作成時点及び作成された文書に係る当該法人の事業年度が記載されていると認められる。

これらについては、各文書がいつ作成されたか、また、当該法人の事業年度がどのように定められているかということを示す情報にすぎず、当該法人の経営状況等を推察できるものではないと認められる。

そうすると、当該部分については、上記アと同様の理由から、法5条2号イの不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

エ 文書1の⑤、文書3の③、文書4の③、文書5の③、文書6の③、文書7の③、文書8の⑤、文書10の③、文書11の③、文書12の③、文書13の③、文書14の⑤、文書15の③、文書16の③、文書17の③及び文書18の③

当該部分には、事業収支結果及び計算書類報告書、貸借対照表、損益計算書、販売費・一般管理費、原価報告書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の科目名及び項目名が記載されていると認められる。

これらの情報は、当該法人が公にしているものではなく、経営状況等を示しているものといえなくもないが、他方で、当該法人に関して特別な意味を有すると思われるようなものも見当たらない。

そうすると、当該部分については、上記アと同様の理由から、法5条2号イの不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

オ 文書3の④、文書10の④及び文書15の④

当該部分は、貸借対照表の金額のうち、当該法人が公告している貸借対照表の要旨において公になっているものであると認められる。

そうすると、当該部分については、上記アと同様の理由から、法5条2号イの不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

カ 文書3の⑤、文書4の④、文書10の⑤、文書11の④、文書15の⑤及び文書16の④

当該部分は、当該法人が公にしているものではないが、公告されている情報（繰越利益剰余金）の前年度額からの変動額として容易に算出可能な情報であると認められる。

そうすると、当該部分については、上記アと同様の理由から、法5条2号イの不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

キ 文書7の④及び文書17の④

当該部分のうち、特定事業年度の「資本金」、「繰越利益剰余金」、「その他利益剰余金合計」、「利益剰余金合計」、「株主資本合計」及

び「純資産合計」の「当期末残高」の金額は、いずれも当該事業年度の貸借対照表の要旨の「純資産の部」に計上されている情報であると認められる。

また、上記各科目の「当期首残高」の金額は、特定の事業年度の前事業年度の貸借対照表の要旨の「純資産の部」に計上されている金額を引き継いだものであり、「当期変動額」の金額は、特定事業年度の「当期首残高」と「当期末残高」の差として容易に算出可能な情報であると認められる。

そうすると、当該部分については、上記アと同様の理由から、法5条2号イの不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

ク 文書1の⑦、文書2の①、文書3の⑦、文書4の⑥、文書5の⑤、文書6の⑤、文書7の⑤、文書8の⑦、文書9の①、文書10の⑦、文書11の⑥、文書12の⑤、文書13の⑤、文書14の⑦、文書15の⑦、文書16の⑥、文書17の⑤及び文書18の⑤

当該部分には、事業収支結果及び計算書類報告書、添付資料の頭紙、貸借対照表、損益計算書、販売費・一般管理費、原価報告書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の表題、表の枠線、表頭、表側、合計欄、注記等が記載されていると認められる。

当該部分のうち、事業収支結果及び計算書類報告書の表題、表の枠線、表頭、表側、合計欄、注記等（文書1の⑦、文書8の⑦及び文書14の⑦）については、当審査会で確認したところ、総務省がホームページで公表している様式と同じであると認められる。

また、貸借対照表、損益計算書、販売費・一般管理費、原価報告書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の表題、表の枠線、表頭、合計欄等（文書3の⑦、文書4の⑥、文書5の⑤、文書6の⑤、文書7の⑤、文書10の⑦、文書11の⑥、文書12の⑤、文書13の⑤、文書15の⑦、文書16の⑥、文書17の⑤及び文書18の⑤）については、当審査会で確認したところ、一般社団法人日本経済団体連合会が公表している「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型（改訂版）」と同じか、又はこれに即したものと認められる。

さらに、添付書類の頭紙の不開示部分（文書2の①及び文書9の①）については、「決算報告書」との記載にすぎない。

そうすると、当該部分については、上記アと同様の理由から、法5条2号イの不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

(2) 別紙3に掲げる部分

当該部分には、事業収支結果の事業別収支の金額（文書1の⑥、文書8の⑥及び文書14の⑥）、貸借対照表の金額の一部（文書3の⑥、文

書10の⑥及び文書15の⑥), 損益計算書の金額の一部(文書4の⑤, 文書11の⑤及び文書16の⑤), 販売費・一般管理費の金額(文書5の④及び文書12の④), 原価報告書の金額(文書6の④及び文書13の④)並びに個別注記表の有価証券・棚卸資産の評価基準及び評価方法, 固定資産の減価償却の方法並びに会計処理の方式及び発行済株式の数(文書18の④)が記載されていると認められるところ, いずれも, 当該法人の具体的な経営の状況, 経営方針, 経営上の戦略, 資本関係等に関する情報であり, 当該法人が公告している貸借対照表の要旨等で明らかにされてはならず, その外, 公にされていることをうかがわせる事情も見当たらない。

そうすると, 当該部分については, これを公にすると, 同業他社との競争関係において不利になるなど, 当該法人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるので, 法5条2号イの不開示情報に該当し, 不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから, 本件対象文書につき, その一部を開示するとした決定については, 諮問庁がなお開示すべきとしている部分は法5条2号イに該当しないと認められ, 諮問庁が同号イに該当するとして不開示とすべきとしている部分は同号イに該当すると認められるので, いずれも妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙 1

不開示主張部分

文書	該当 頁等	不開示主張部分
文書 1 事業 収支結果及び 計算書類報告 書（平成 2 4 年度提出）	1 枚目 及び 2 枚目	① 有線放送課の受領印 ② 郵便番号，住所，氏名（法人名を含む。），電話番号， 登録番号及び登録年月日 ③ 書類の作成時点 ④ 事業年度 ⑤ 科目名 ⑥ 「収入」における「有線一般放送事業収入」，「事業外 収入」及び「収入合計」の金額，「支出」における「有線 一般放送事業支出」，「事業外支出」及び「支出合計」の 金額並びに「営業利益（損失）」の金額 ⑦ ①ないし⑥以外の表題，報告本文（個別の事業年度の 部分を除く。），表の枠線，「収入」及び「支出」の表記， 注記等
文書 2 添付 資料の頭紙 （平成 2 4 年 度提出）	3 枚目	① 表題 ② 事業年度 ③ 法人名及び住所
文書 3 貸借 対照表（平成 2 4 年度提 出）	4 枚目	① 法人名 ② 書類の作成時点 ③ 科目名 ④ 「資産の部」における「流動資産」の金額，「固定資 産」の金額及び「資産の部計」の金額 「負債の部」における「流動負債」の金額，「固定負 債」の金額及び「負債の部計」の金額 「純資産の部」における「株主資本」の金額，「資本 金」の金額，「利益剰余金」の金額，「（その他利益剰余 金）」の金額，「繰越利益剰余金」の金額及び「純資産の 部計」の金額 「負債・純資産の部計」の金額 ⑤ 「純資産の部」における「（うち当期純利益）」の金額 ⑥ 「資産の部」における「流動資産」及び「固定資産」

		<p>の内訳の金額並びに「負債の部」における「流動資産」及び「固定資産」の内訳の金額</p> <p>⑦ ①ないし⑥以外の表題，枠線等</p>
文書4 損益計算書（平成24年度提出）	5枚目	<p>① 法人名</p> <p>② 事業年度</p> <p>③ 科目名</p> <p>④ 「当期純利益」の金額</p> <p>⑤ 「売上高」，「売上原価」の「合計」及び「売上総利益」，「販売費及び一般管理費」，「営業利益」，「営業外収益」の金額，「営業外費用」の金額，「経常利益」，「特別損失」の金額並びに「税引前当期純利益」の金額</p> <p>⑥ ①ないし⑤以外の表題，枠線等</p>
文書5 販売費・一般管理費（平成24年度提出）	6枚目	<p>① 法人名</p> <p>② 事業年度</p> <p>③ 科目名</p> <p>④ 「販売費・一般管理費」の金額</p> <p>⑤ ①ないし④以外の表題，枠線等</p>
文書6 原価報告書（平成24年度提出）	7枚目	<p>① 法人名</p> <p>② 事業年度</p> <p>③ 科目名</p> <p>④ 「材料費」，「労務費」，「製造経費」，「総製造費用」，「資産勘定振替高」及び「当期製品製造原価」の金額</p> <p>⑤ ①ないし④以外の表題，枠線等</p>
文書7 株主資本等変動計算書（平成24年度提出）	8枚目	<p>① 法人名</p> <p>② 事業年度</p> <p>③ 科目名</p> <p>④ 金額</p> <p>⑤ ①ないし④以外の表題等</p>
文書8 事業収支結果及び計算書類報告書（平成25年度提出）	9枚目及び10枚目	<p>① 有線放送課の受領印</p> <p>② 郵便番号，住所，氏名（法人名を含む。），電話番号，登録番号及び登録年月日</p> <p>③ 書類の作成時点</p> <p>④ 事業年度</p> <p>⑤ 科目名</p> <p>⑥ 「収入」における「有線一般放送事業収入」，「事業外収入」及び「収入合計」の金額，「支出」における「有線一般放送事業支出」，「事業外支出」及び「支出合計」の</p>

		金額並びに「営業利益（損失）」の金額 ⑦ ①ないし⑥以外の表題，報告本文（個別の事業年度の部分を除く。），表の枠線，「収入」及び「支出」の表記，注記等
文書 9 添付書類の頭紙（平成 25 年度提出）	1 1 枚目	① 表題 ② 事業年度 ③ 法人名及び住所
文書 10 貸借対照表（平成 25 年度提出）	1 2 枚目	① 法人名 ② 書類の作成時点 ③ 科目名 ④ 「資産の部」における「流動資産」の金額，「固定資産」の金額及び「資産の部計」の金額 「負債の部」における「流動負債」の金額，「固定負債」の金額及び「負債の部計」の金額 「純資産の部」における「株主資本」の金額，「資本金」の金額，「利益剰余金」の金額，「（その他利益剰余金）」の金額，「繰越利益剰余金」の金額及び「純資産の部計」の金額 「負債・純資産の部計」の金額 ⑤ 「純資産の部」における「（うち当期純利益）」の金額 ⑥ 「資産の部」における「流動資産」及び「固定資産」の内訳の金額並びに「負債の部」における「流動資産」及び「固定資産」の内訳の金額 ⑦ ①ないし⑥以外の表題，枠線等
文書 11 損益計算書（平成 25 年度提出）	1 3 枚目	① 法人名 ② 事業年度 ③ 科目名 ④ 「当期純利益」の金額 ⑤ 「売上高」，「売上原価」の「合計」及び「売上総利益」，「販売費及び一般管理費」，「営業利益」，「営業外収益」の金額，「営業外費用」の金額，「経常利益」の金額並びに「税引前当期純利益」及び「法人税，住民税，事業税」の金額 ⑥ ①ないし⑤以外の表題，枠線等
文書 12 販売費・一般管	1 4 枚目	① 法人名 ② 事業年度

理費（平成25年度提出）		<ul style="list-style-type: none"> ③ 科目名 ④ 「販売費・一般管理費」の金額 ⑤ ①ないし④以外の表題，枠線等
文書13 原価報告書（平成25年度提出）	15枚目	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人名 ② 事業年度 ③ 科目名 ④ 「材料費」，「労務費」，「製造経費」，「総製造費用」，「資産勘定振替高」及び「当期製品製造原価」の金額 ⑤ ①ないし④以外の表題，枠線等
文書14 事業収支結果及び計算書類報告書（平成26年度提出）	16枚目及び17枚目	<ul style="list-style-type: none"> ① 有線放送課の受領印 ② 郵便番号，住所，氏名（法人名を含む。），電話番号，登録番号及び登録年月日 ③ 書類の作成時点 ④ 事業年度 ⑤ 科目名 ⑥ 「収入」における「有線一般放送事業収入」，「事業外収入」及び「収入合計」の金額，「支出」における「有線一般放送事業支出」，「事業外支出」及び「支出合計」の金額並びに「営業利益（損失）」の金額 ⑦ ①ないし⑥以外の表題，報告本文（個別の事業年度の部分を除く。），表の枠線，「収入」及び「支出」の表記，注記等
文書15 貸借対照表（平成26年度提出）	18枚目	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人名 ② 書類の作成時点 ③ 科目名 ④ 「資産の部」における「流動資産」の金額，「固定資産」の金額及び「資産の部計」の金額 「負債の部」における「流動負債」の金額，「固定負債」の金額及び「負債の部計」の金額 「純資産の部」における「株主資本」の金額，「資本金」の金額，「利益剰余金」の金額，「（その他利益剰余金）」の金額，「繰越利益剰余金」の金額及び「純資産の部計」の金額 「負債・純資産の部計」の金額 ⑤ 「純資産の部」における「（うち当期純利益）」の金額 ⑥ 「資産の部」における「流動資産」及び「固定資産」の内訳の金額並びに「負債の部」における「流動資産」

		及び「固定資産」の内訳の金額 ⑦ ①ないし⑥以外の表題，枠線等
文書16 損益計算書（平成26年度提出）	19枚目	① 法人名 ② 事業年度 ③ 科目名 ④ 「当期純利益」の金額 ⑤ 「売上高」，「売上原価」の「合計」及び「売上総利益」，「販売費及び一般管理費」，「営業利益」，「営業外収益」の金額，「営業外費用」の金額，「経常利益」，「特別損失」の金額並びに「税引前当期純利益」及び「法人税，住民税，事業税」の金額 ⑥ ①ないし⑤以外の表題，枠線等
文書17 株主資本等変動計算書（平成26年度提出）	20枚目	① 法人名 ② 事業年度 ③ 科目名 ④ 金額 ⑤ ①ないし④以外の表題等
文書18 個別注記表（平成26年度提出）	21枚目	① 法人名 ② 事業年度 ③ 項目名 ④ 有価証券・棚卸資産の評価基準及び評価方法，固定資産の減価償却の方法，会計処理の方式並びに発行済株式の数 ⑤ 表題

別紙 2

別紙 1 のうち諮問庁が開示を維持すべきとしている部分

文書	不開示主張部分
1	①, ②, ③, ④, ⑤及び⑦
2	①, ②及び③
3	①, ②, ③, ④, ⑤及び⑦
4	①, ②, ③, ④及び⑥
5	①, ②, ③及び⑤
6	①, ②, ③及び⑤
7	①, ②, ③, ④及び⑤
8	①, ②, ③, ④, ⑤及び⑦
9	①, ②及び③
1 0	①, ②, ③, ④, ⑤及び⑦
1 1	①, ②, ③, ④及び⑥
1 2	①, ②, ③及び⑤
1 3	①, ②, ③及び⑤
1 4	①, ②, ③, ④, ⑤及び⑦
1 5	①, ②, ③, ④, ⑤及び⑦
1 6	①, ②, ③, ④及び⑥
1 7	①, ②, ③, ④及び⑤
1 8	①, ②, ③及び⑤

別紙 3

別紙 1 のうち諮問庁が不開示とすべきとしている部分

文書	不開示主張部分
1	⑥
3	⑥
4	⑤
5	④
6	④
8	⑥
1 0	⑥
1 1	⑤
1 2	④
1 3	④
1 4	⑥
1 5	⑥
1 6	⑤
1 8	④